

令和7年度

船員労働災害防止 優良事業者募集！

優良事業者の認定は “安全性の証”

募集期間

令和7年5月29日（木）～6月30日（月）

募集対象

優良
事業者
（1級）

- ・ 過去5年間* 継続して無違反
- ・ 過去5年間* 災害・疾病の発生状況が基準内
（新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。）
- ・ 2級に認定



Step Up

優良
事業者
（2級）

- ・ 過去3年間* 継続して無違反
- ・ 過去3年間* 災害・疾病の発生状況が基準内
（新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。）



*起点は申請日の属する年度の4月1日とする

船員労働災害防止優良事業者 認定制度

優良事業者になると

認定は **3年間**有効

- ・ **認定証**が交付されます
- ・ 国交省ホームページや専門紙等に**公表・周知**されます
- ・ **認定ロゴマーク**が使用できます
- ・ 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に**優良事業者**であると記入することができ
求職者へのアピールが可能です

認定申請方法等

船員労働災害防止優良事業者の認定を申請をする方は
認定申請書を最寄りの**地方運輸局等に提出**
(メール、郵送、持参)してください

※今年度より安全衛生チェックリストの添付は不要となりました。

※**申請書類のデータ**はこちら（地方運輸局等の窓口にもあります）
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000018.html

お問合せ先

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室 TEL：03-5253-8652

e-mail：hqt-senin@mlit.go.jp

申請・お問合せ先

各地方運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

※九州運輸局については船員労働環境課、沖縄総合事務局については船舶船員課